

2. 国庫補助申請メニューの変更について

(1) 概要

県学校施設課との協議により当初予定していた「負担金事業」の「**統合新築**」メニューでの申請と比較し、解体工事が補助対象となり、補助総額が増えることなどから、「**交付金事業**」の「**危険改築・不適格改築**」メニューでの申請に変更することとなりました。

これにより、工事名称が「統合小学校新築工事」から「野辺地小学校改築工事」に変更となります。

(2) 負担金事業（統合新築）について

- ①これまで統合に向けた新校舎建設として、「負担金事業」の「**統合新築**」メニューで国庫補助申請する予定としていました。
- ②「**負担金：統合新築**」は統合時点、すなわち**令和 10 年度の学級数**で基準となる面積を算出します。
- ③基本的に「**整備する面積－保有している面積＝補助の資格面積**」となるため、現有校舎がある場合の資格面積は本来わずかとなりますが、**危険な建物（＝耐力点数が 4,500 点以下など）と判断されれば、危険な部分は保有面積に含めない**とすることができます。

(3) 交付金事業（危険改築）について

- ①県学校施設課との協議の中で、「**交付金事業**」の「**危険改築・不適格改築**」メニューで補助申請してはどうか、という意見が出ました。
- ②「**交付金：危険改築・不適格改築**」は事業実施時点、すなわち**令和 8 年度の学級数**で基準となる面積を算出します。
- ③上記負担金事業と比較して、**統合前の野小のみのクラス数**で補助の資格面積を計算することとなるため、単純にその分の補助額が減るものとしてこれまでは検討に含めておりませんでした。
- ④事業内容を精査した結果、「**負担金：統合新築**」では同一年度内に実施する場合のみ対象経費となる**解体工事**が、「**交付金：危険改築・不適格改築**」では**改築工事の次年度に解体撤去のみを実施する場合も複数年度にわたる改築事業として計上できる**ことが分かりました。
- ⑤解体工事費は事業実施年度（令和 10 年度）に個別で計上されることとなるため、補助額をみると負担金より交付金の補助額が大きくなる試算となります。

(4) 補助対象経費の試算

①共通事項

1)補助単価 校舎 306,700 円/㎡ 屋体 351,500 円/㎡

※特別豪雪地域指定による嵩上げ込み（単価の 5/100）

2)負担率（補助率） **5.5/10**

※原発特措法による嵩上げ込み（5/10→5.5/10）

②負担金：統合新築（公立学校施設整備費国庫負担金）

当初想定

1)整備資格面積 校舎 **4,980 ㎡** 屋体 **1,270 ㎡**

※令和 10 年度の学級数による面積 **>** 基本構想で示した実整備面積
となるため、**実整備面積**がすべて資格面積となる。

2)概算補助額

○校舎 { (**4,980 ㎡** × 306,700 円/㎡) + 事務費 1% } × **5.5/10**
= 848,451,000 円

○屋体 { (**1,270 ㎡** × 351,500 円/㎡) + 事務費 1% } × **5.5/10**
= 247,977,000 円

○合計 848,451,000 円 + 247,977,000 円
= 1,096,428,000 円・・・A

③交付金：危険改築、不適格改築（公立学校施設環境改善交付金）

現行

1)整備資格面積 校舎 **3,810 ㎡** 屋体 **922 ㎡**

※令和 8 年度の学級数による面積 **<** 基本構想で示した実整備面積
となるため、**学級数により算定した面積**が資格面積となる。

2)概算補助額

○校舎 { (**3,810 ㎡** × 306,700 円/㎡) + 事務費 1% } × **5.5/10**
= 649,116,000 円

○屋体 { (**922 ㎡** × 351,500 円/㎡) + 事務費 1% } × **5.5/10**
= 180,027,000 円

○**既存校舎解体** (**592,900,000 円** + 事務費 1%) × **5.5/10**
= 329,355,000 円

○合計 649,116,000 円 + 180,027,000 円 + 329,355,000 円
= 1,158,498,000 円・・・B

④比較

B 1,158,498,000 円 - A 1,096,428,000 円 = **+62,070,000 円**